

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する免除することができる通信制受講料の額を定める規則をここに公布する。

令和2年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する免除することができる通信制受講料の額を定める規則

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（令和2年岩手県条例第35号）附則第2項に規定する免除することができる通信制受講料の額は、次の各号により計算した額を合算した額（その額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- (1) 年度の前期に履修することとして受講を許可された科目（次号に規定する科目を除く。）に係る免除の額 190円を受講許可を受けた日の属する月（以下「受講許可月」という。）から起算して当該年度の9月までの月数で除して得た額に、免除の原因となる事実の生じた日の属する月（受講許可月の前月以前であるときは、受講許可月。以下同じ。）から起算して当該年度の9月までの月数を乗じて得た額に、当該科目に係る単位の数を乗じて得た額
- (2) 年度の後期に、又は前期及び後期を通じて履修することとして受講を許可された科目に係る免除の額 190円を受講許可月から起算して当該年度の3月までの月数で除して得た額に、免除の原因となる事実の生じた日の属する月から起算して当該年度の3月までの月数を乗じて得た額に、当該科目に係る単位の数を乗じて得た額

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。